

函 子 育

令和4年(2022年)2月7日

報道機関 各位

函館市子ども未来部

次世代育成課長 長尾 久美子

神山小学校区における放課後児童健全育成事業者（候補者）の  
公募について

先に実施していましたこのことについて、令和4年1月28日までに参加表明書の提出がなかったことから、下記のとおり再募集いたしますので、報道方よろしくお願ひ申し上げます。

## 記

### 1. 概 要

令和4年4月から神山小学校区において放課後児童クラブ（学童保育所）の開設・運営を希望する事業者を募集します。（詳細は別紙要項参照）

応募にあたっては、放課後児童クラブ（学童保育所）を実施できる施設を自ら確保できることが条件となります。

### 2. 募集期間

令和4年2月21日（月）17：30まで

ただし、正式に応募するためには、2月7日（月）までに「参加表明書」の提出が必要です。

### 3. 募集要項

函館市子ども未来部次世代育成課で募集要項、申請書を配布しているほか、市のHPからも印刷が可能です。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022012800063/>

### 4. 担 当 課

函館市子ども未来部次世代育成課 担当：新井

〒040-0001

函館市五稜郭町23番1号 函館市総合保健センター1階

TEL 0138-32-1527 FAX 0138-32-1506

E-mail [seisyounen@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:seisyounen@city.hakodate.hokkaido.jp)

## 函館市地域放課後児童健全育成事業 事業者(候補者)募集要項(再)

函館市地域放課後児童健全育成事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき、令和4年4月から放課後児童健全育成事業を実施する団体等（以下、「事業者」という。）を以下のとおり募集します。

### 1 対象校区

函館市立神山小学校区

- ・学校所在地 函館市神山町233番1号
- ・児童数 292人（令和3年5月現在）

### 2 応募の条件

応募者またはその構成員となる者は、次の条件を満たしていること。

(1) 下記の項目に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有していない。
- ② 会社更生法、民事再生法等に基づく更生もしくは再生手続きを行っている、または破産者で復権を得ていない。
- ③ 市における競争入札への参加を制限されている。
- ④ 宗教活動および政治活動を主たる目的としている。
- ⑤ 業務を委託した時に、地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項または第180条の5第6項の規定（議員、首長等の兼業禁止規定）に抵触するおそれがある。
- ⑥ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される。
- ⑦ 函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、またはそれに準ずると認められる。
- ⑧ 函館市税を滞納している。
- ⑨ 消費税および地方消費税を滞納している。

※上記については、提出された団体概要や役員名簿等に基づき、必要な調査を行う場合があります。

(2) 対象校区内において、通所に利便性のある場所に放課後児童健全育成事業を実施する施設を確保できること。

(3) 受入児童数の定員を30～40人程度とすること。

### 3 対象児童

事業の対象となる児童は、労働等により保護者が昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童とします。

### 4 事業の内容

(1) 事業者は、学童保育所の運営に関する次の業務を実施します。

(実施要綱第6条第1項)

- ① 児童の入所の決定
- ② 入所児童の健康管理，情緒の安定の確保
- ③ 出欠確認をはじめとする来所時，活動中および帰宅時の入所児童の安全確保
- ④ 入所児童の活動状況の把握
- ⑤ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ⑥ 遊びを通しての自主性，社会性，創造性の育成
- ⑦ 下校時刻や行事予定，入所児童の病気や事故等に関する小学校との日常的な情報の交換および共有
- ⑧ 入所児童の発達，課題等に関する連絡帳や個人面談等による保護者との日常的な情報の交換および共有
- ⑨ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ⑩ その他入所児童の健全育成上必要な活動

(2) 次に掲げる事業は，委託事業に含みません（自主事業）。

- ① 通常の利用料以外に料金を徴収し実施する時間外保育
- ② 時間または期間単位で実施する一時保育

### 5 事業実施に係る基本事項

(1) 事業実施に係る条件について

事業の実施にあたっては，関係法令および実施要綱の規定を遵守するとともに，毎年度，次に掲げる全ての要件を満たしていることが条件となります。

- ① 入所児童数が10人以上であること（通年で利用する児童数であって，4の(2)で示す自主事業による児童数は含まない。）。
- ② 函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例第11条第3項に規定する者を2名以上配置していること。
- ③ 日曜日，国民の祝日，年末年始以外は，原則，毎日開所すること。
- ④ 1日における開設時間は，学校授業日にあつては，学校終業時間にあわせて開所し，かつ3時間以上とすること。また，土曜日や長期休業期間等にあつては，午前8時前後から開所し，8時間以上とすること（別途料金を要するもの（延長保育等）は除く。）。
- ⑤ 衛生および安全が確保された設備を備えた施設であること。

- ⑥ 生活の場としての専用部屋を設けるとともに、遊具や図書、児童の所持品等を収納するためのロッカー等を整備していること。
  - ⑦ 利用児童のための傷害保険および損害保険に加入すること。
  - ⑧ 障がいがある児童の受入にあたっては、市が、障がいについての専門的知識を有すると認めた職員を配置することとし、その者が直接当該児童を担当すること。
  - ⑨ 事業の実施について第三者に権利の譲渡・委託等をしないこと。
- (2) 事業者の責務について
- ① 事業計画等に沿った事業の実施を原則とし、放課後児童の福祉の増進を図るため、設備の衛生および安全の徹底に努めるとともに父母負担の軽減に配慮してください。
  - ② 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報は、適切に扱ってください。
  - ③ 特別な理由がある場合を除き、当該校区において継続して事業を実施してください。
- (3) 委託料について
- 委託料は、函館市地域放課後児童健全育成事業事務取扱要領に基づいた額とします（7頁《参考》の(3)を参照）。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策について
- 国が定める「新しい生活様式」の実践例を参照し、適切に感染症対策を講じながら事業を実施してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000641913.pdf>

## 6 申し込み方法

### (1) 参加表明書および質問書

当該事業に応募するにあたり、参加表明書（別記第1号様式）および質問書（別記第2号様式）を令和4年2月7日（月）までに提出してください。

### (2) 提出書類

提出書類は、次に掲げるものを1部ずつとします。

- ① 申請書（別記第3号様式）
- ② 事業者の概要書（別記第4号様式）
- ③ 事業計画書（別記第5号様式）
- ④ 定款・規約その他これらに類する書類
- ⑤ 事業者の最近2年間の決算書類（賃借対照表および損益計算書。法人以外で、これらの資料がない場合は、事業の経営状況を証明する書類）
- ⑥ 函館市税に滞納がないことの証明書
- ⑦ 消費税および地方消費税に滞納がないことの証明書

※⑥と⑦について、納税猶予を受けている方は、「納税の猶予許可通知書の写し」を提出して

ください。市税の納税猶予を受けている方は「納付状況調査の同意書」も併せて提出してください。

### (3) 留意事項

- ① 提出期限後、原則として提出された書類の内容を変更することはできません。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ③ 提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ④ 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担となります。

### (4) 提出期限

令和4年2月21日（月） 午後5時30分まで（期限厳守）

### (5) 提出方法

応募者が持参し、または郵送にて提出してください。（必着）

提出先 函館市五稜郭町23番1号（総合保健センター1階）  
函館市子ども未来部次世代育成課

## 7 事業者の選定

子ども未来部において、提出書類を精査するとともに、必要に応じヒアリングを実施します。応募が複数あった場合または子ども未来部が必要と認めた場合は、事業者候補者選定委員会を設け、応募事業者に対しヒアリングのうえ評価採点を行い選定いたします。なお、この選定は、あくまでも事業者候補者としての選定であり、令和4年4月1日時点において入所児童数が10人未満であるなど、5の(1)で示す事業実施に係る条件を満たしていない場合については、事業の委託はできませんのでご了承ください。

## 8 問い合わせ先

函館市子ども未来部次世代育成課 青少年担当 新井

TEL : 0138-32-1527 e-mail: seisyounen@city.hakodate.hokkaido.jp

## 《参 考》

- (1) 神山小学校保護者ならびに令和4年4月に神山小学校に入学予定の保護者に対するニーズ調査の結果 (R3.8月～9月実施)

### ◎ 新たに利用が見込まれる児童数

$$\begin{aligned} & \text{(在校生の利用見込み+新1年生の利用見込み) - 既設クラブの定員} \\ & = 78人 + 18人 - 75人 = \underline{21人} \end{aligned}$$

### ○神山小学校在校生(現1～5年生)の利用見込 78人

A + B + C + D - E

1年	2年	3年	4年	5年	計
20人	22人	17人	9人	10人	78人

A 9月1日現在の当該校区のクラブの利用児童数(現1～5年生) 73人

1年	2年	3年	4年	5年	計
18人	20人	17人	9人	9人	73人

B 近い将来、地蔵っ子クラブ(第一、第二)を利用する予定の児童数 3人

1年	2年	3年	4年	5年	計
1人	2人	0人	0人	0人	3人

C 今のところクラブを利用する予定はないが、神山小学校区に新たに開設されるクラブを利用したいとする児童数 2人

1年	2年	3年	4年	5年	計
1人	0人	0人	0人	1人	2人

D 現在、他校区のクラブ等を利用しているが、神山小学校区に新たに開設されるクラブを利用したいとする児童数 1人

1年	2年	3年	4年	5年	計
0人	0人	1人	0人	0人	1人

E 現在、当該校区のクラブを利用しているが、令和4年度は利用しないとした児童数 1人

1年	2年	3年	4年	5年	計
0人	0人	1人	0人	0人	1人

### ○令和4年4月入学予定の児童の利用見込み 18人

F 令和4年4月に神山小学校に入学予定の児童で、入学後、地蔵っ子クラブ(第一、第二)を利用する予定の児童数 14人

G 令和4年4月に神山小学校に入学予定の児童で、入学後、神山小学校区に新たに開設されるクラブを利用したいとする児童数 4人

### ○当該校区のクラブの定員 75人

(2) 令和3年(2021年度)度委託料算定基準

区 分		基準額(単位:千円)	
基本額	入所児童数	10～19人	$3,161 - (19人 - \text{利用児童数}) \times 29$
		20～35人	$4,672 - (36人 - \text{利用児童数}) \times 26$
		36～45人	4,672
		46～70人	$4,672 - (\text{利用児童数} - 45人) \times 67$
	日数加算 <sup>※1</sup> (1日あたり)	19	
加算額	長時間加算 (1時間あたり)	平日 <sup>※2</sup>	406
		土曜等 <sup>※3</sup>	183
	障がい児受入加算		1,956
	障がい児受入加算(3人以上)		3,912
	施設維持費	～35人	300
		36人～	450
	施設維持特別加算		50
	民間施設環境改善費		120
	教材費補助		50
	支援員等賃金改善費 <sup>※5</sup>		実支出額または1,678の いずれか少ない額
キャリアアップ賃金改善費 <sup>※6</sup>		実支出額または基準に基づき算 出した金額のいずれか少ない額	

※1 251日から300日までの250日を超える日数

※2 1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合に18時を超える時間数

※3 1日8時間を超えて開設する場合に、8時間を超える時間数

※4 長時間加算は、15分単位で区切ることにし、午前7時から午後9時までを対象とする。

※5 ただし、開所時間が平日について18時30分を超えて開所、または、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所していないクラブについては、上限を762千円とする。

※6 i) 放課後児童支援員1人あたり年額131千円、ii) 経験年数5年以上の放課後児童支援員で、当該年度の前年度に市が適当と認める研修を受講した者は1人あたり年額263千円、iii) 経験年数10年以上の放課後児童支援員で、当該年度の前年度に市が適当と認める研修を受講している事業所長的立場にある者は1人あたり年額394千円とし、i～iiiの合計の上限は919千円とする。

(3) 委託料の算出例

・実施内容

児童数 20人 年間開設日数 291日  
 開設時間 平日 12:00~19:00 土曜・長期休業期間 8:00~19:00  
 障がい児担当職員の配置 有  
 職員数 4人 うち支援員 2人 (経験年数5年未満)  
 開設場所 民間施設 (民家等)

・上記で実施した場合の委託料内訳

		単 価	詳 細
基本額		4,256,000円	児童数：20人 4,672千円－(36人－20人)×26千円
日数加算		779,000円	年間291日開設 ※R4年度七曜表から算出 ※休所日：日・祝日, 1/2, 1/3 8/13~8/15, 12/29~12/31 @19千円×(291日－250日)
長時間加算	平日	406,000円	1時間分 ※想定開設時間：放課後～19:00 @406千円×1h
	土曜・ 長休	549,000円	3時間分 ※想定開設時間：8:00～19:00 @183千円×3h
障がい児 受入加算		1,956,000円	障がい児担当職員 有 (無の場合は0円)
施設維持費 環境改善費 施設維持特別加算		300,000円 120,000円 50,000円	民間施設 (民家等) 利用
教材補助費		50,000円	全施設に加算
支援員等賃金改善費		1,678,000円	
キャリアアップ賃金 改善費		263,000円	支援員2名 (経験年数5年未満) @131千円×2人
利用料軽減費		1,200,000円	児童数20人 @60千円×20人
計		11,607,000円	※障がい児担当職員がない場合, 9,651,000円となります。

※上記は、委託料算出のための例であり、事業計画書作成にあたっては、この実施内容に倣う必要はありません。